

11 防災計画

(1) 基本的な考え方

- ・災害時に防災拠点として、救援活動や災害復旧活動が十分に行えるよう、地震や水害など想定されるリスクに対応した性能、設備とします。

(2) 耐震安全性

- ・建物の構造は防災拠点としての機能が十分発揮できるよう高い耐震性、安全性を有する施設とします。

(3) 水害対策計画

- ・浸水程度に応じて段階的に対策を講じ、浸水被害の軽減を図ります。

<計画規模（おおむね100年に一度の想定）>

建物1階の床の高さを地盤面よりも高く設定し、出入口に防潮板を設置して浸水を防ぎます。

<想定最大規模（おおむね1,000年に一度の想定）>

2階以上で執務機能が維持できるよう、災害対策本部機能や熱源機械室等を上層階に設置するほか、電話・放送・受変電等の設備系統は1階と2階以上で系統分けを行います。

(4) 災害に備えた設備計画

■ 電力

- ・停電時の電源供給用として、非常用発電機を設置します。
- ・非常用発電機単体で3日間、暖房ボイラーの燃料との兼用により最長7日間運転可能な量の燃料を確保します。
- ・災害時、自立的にエネルギー供給が可能な太陽光発電と蓄電池を設置します。

■ 通信

- ・電話回線、通信衛星、防災行政無線など複数の通信手段を確保します。

■ 給水

- ・飲料水はペットボトル備蓄により3日分を確保します。
- ・雑用水槽に3日分のトイレ洗浄水を確保します。

■ 排水

- ・5日分の排水が貯留可能な緊急排水槽を1階床下のピットに設けます。

■ 暖房

- ・停電時も稼働できるよう、非常用発電機からボイラーと空調設備に電源供給を行います。また、ボイラーの燃料を3日間以上確保します。

■ エレベーター

- ・災害時も安全を確保して稼働します。

(5) 帰宅困難者対応

- ・災害発生時に来庁者が帰宅困難等となった場合に、一時的に滞在できるよう必要な設備や機能を備えます。

